

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）
 - 当社は、ブロックチェーン技術や Web3.0 サービスの提供を通じて、国内外の中小企業・スタートアップとの共創を推進します。
 - 特に、国内の金融・IT 事業者、海外（マレーシア・ベトナム等）の技術パートナーとの共同研究開発・情報共有・システム連携を行い、企業規模や系列を超えたオープンイノベーションを実現します。
 - また、地方中小企業のデジタル化やクラウド活用を支援し、サプライチェーン全体の付加価値向上と取引機会の拡大を目指します。
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
 - 当社は、取引先企業や連携パートナーに対し、ブロックチェーンおよび AI を活用した業務プロセスのデジタル化支援を行います。
具体的には、
 - ・ 業務フローのクラウド化・電子契約化の推進
 - ・ データ共有基盤の導入支援
 - ・ 取引先へのセキュリティ・プライバシー対策の助言
 - ・ 社内外の IT 人材育成研修の提供などを通じ、取引先の生産性向上とリスク管理能力の強化を図ります。
これらの活動を通じて、取引先が自社の経営課題に IT を効果的に活用できるよう、継続的な技術支援を実施します。
- c. 専門人材マッチング
 - 当社は、国内外の高度 IT 人材と日本企業とのマッチングを推進しています。
特に、南アジア地域（マレーシア・バングラデシュ・ベトナム等）の技術人材と日本の中 小企業との協業を促進し、ソフトウェア開発・データ分析・AI 応用などの分野で人材不足

を補完します。

また、取引先企業の人材育成ニーズに応じた研修プログラムや共同開発プロジェクトを設計し、地域全体のデジタルスキル底上げに貢献します。

これにより、グローバルかつ持続可能な人材エコシステムを構築します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

【自社の取り組み】

当社では、委託開発や業務委託契約の際に、エンジニアの労務単価・稼働時間を明示し、労務費上昇分を適切に反映する価格改定ルールを導入しています。また、契約締結時には、成果物仕様・納期・支払条件を電子契約で明示し、双方合意のもとで契約内容を確定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

【自社の取り組み】

原則として電子記録債権または銀行振込により、60日以内に支払を行います。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

【自社の取り組み】

契約に基づき、相互に知的財産権を尊重します。取引上の立場を利用した一方的な権利要求やノウハウ開示は行いません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

【自社の取り組み】

短納期や急な仕様変更を避け、開発委託先の負担軽減に配慮します。災害・障害発生時には、柔軟なスケジュール調整を行います。

3. その他（任意記載）

- ・直接の取引先だけでなく、海外の協力企業・技術者を含め、ブロックチェーン開発における「適正な価格転嫁」と「共通価値創造」を推進します。
- ・国内中小企業のDX推進を目的として、補助金・支援事業に連携参加し、技術共有を通じた地域貢献を図ります。
- ・約束手形の利用廃止に向け、全取引の電子化を進めます。

2025年10月18日

xWIN 株式会社

企 業 名

代表取締役 荒澤文寛

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。